

令和八年熊本地震により 被災された方へのお知らせ

被災された方は、運転免許証・マイナ免許証の有効期間が
令和9年1月27日まで延長されます。

御自身の安全確保を優先して、令和9年1月27日までに更新手続きを行ってください。

対象となる方

以下の市町村に免許証の住所がある方が対象となります。

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、
美里町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、芦北町、
津奈木町

※今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、令和8年7月28日時点のものです。

氏名	熊 本 花 子	昭和 50 年 8 月 13 日生
住所	熊本県〇〇市△△町□□-〇〇	
交付	令和 〇 年 〇 月 〇 日 12345	
免許の 条件等	2026年(令和8年)09月13日まで有効	
優良	運転免許証	
番号	第 123456789000 号	
二小原	平成06年07月01日	種 類 大 型 原 付 車 中 型 原 付 車 軽 型 原 付 車 三 輪 車 小 型 原 付 車 特 別 種 類 車 二 輪 車 三 輪 車 小 型 原 付 車 特 別 種 類 車
他	平成07年08月10日	
二種	平成14年09月20日	
		熊本県 公安委員会

現在の有効期間の満了日
(左の場合、令和8年9月13日)が、
令和8年7月28日から
令和9年1月26日までの方
は、令和9年1月27日まで有効期間
が延長され運転することができます。

※マイナ免許証のみお持ちの方は、マイナ免許証読み取りアプリ等で現在の有効期間を確認できます。

※ 上記対象の方以外でも同様の措置が可能な場合があります。

(例：災害発生時に対象市町村に居住事実がある方等)

《現在の免許証等の有効期間満了日を超えた場合の注意事項》

○運転免許センターでの更新時講習は「予約なし」で、当日受付をお願いします。
受付後「空きのある時間帯での講習」をご案内します。

※受付：日曜から木曜（祝日除く）

午前8時30分から9時、午後1時から1時30分の間にお越しください。

警察署での受付については変更ありません。

日曜日及び令和9年1月は大変混雑し、希望の講習枠が埋まることが予想されます。

安全が確保されて更新が可能な方はお早めに手続きをお願いします。

○マイナ免許証をお持ちの方は、更新手続き終了までマイナポータル関連サービス（マイナポータル連携、免許情報の確認、オンライン更新時講習等）が利用できなくなります。